

18日1130 終止=号か島30の
校送之れる者 平佐村 福場

たのめ
島内
北の町
北の町
北の町

第一十号の電法

在の 韓国民国高島県市部

高島市 荒神 理有 二也 (電南 132)

局長 福場

議長 次長

金 灰 賢 林 炳 名

要旨

一、新夕で見長の口がある方には、建設の事が遠慮
の事は、身が揃いどうなるといふか

一、月分ほど延期を以て二十日の八〇〇喜境に着く
るに、是に反して、

二、慰電を、は、か、の、か

(中東、よ、い、い、喜、名、を、お、お、い、い、と、る、部、安、置、案、
に、安、置、する、)

3、吳市長は連絡して下さるか又呉市の方とも出向する事

らして下さるか

(吳市長は連絡して下さるか呉市或いは市とト
て出向して下さるか)

大次長 柿畑氏が先週()と考案列する

了承、()長時節は是に言ふた通り一平

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

これが重要なる中長場は港港

連絡する

5、了

張

30.1.18 弟係中後馬路遺者之弟送 13/1/18

吳方市(吳少山)

加詳口在乃或亦也 吳方市

年 五十六

權

五

十九日 何浦 建 外 一名 東部

一、十九日この間、後島丸の出港するに当たって、また函館の東部は、

二、後島丸の遺棄者奉迎のうやうやし、市地のある外、東部は

三、遺棄者を東部、本國の還送して、

四、この際、船主の多くは、いかに世帯にたのしみ、

五、この際、船主は、いかに世帯にたのしみ、

六、この際、船主は、いかに世帯にたのしみ、

七、この際、船主は、いかに世帯にたのしみ、

八、この際、船主は、いかに世帯にたのしみ、

九、この際、船主は、いかに世帯にたのしみ、

十、この際、船主は、いかに世帯にたのしみ、

十一、この際、船主は、いかに世帯にたのしみ、

十二、この際、船主は、いかに世帯にたのしみ、

島根県下津浦町の海防

防の長さ二四七町地

松平

船来南の二町地 松平を連綿する

防の長さ二四七町地

入防の長さ三十七町地 松平を連綿する

第一防の長さ四十九町地 松平を連綿する

第二防の長さ三十三町地 松平を連綿する

として計し